

情報銀行における令和2年度個人情報保護法改正への 対応について

令和4年1月

1. 令和2年度個人情報保護法改正を踏まえた指針改定について

- 第20回検討会において、令和2年度個情法改正に対応するための指針改定について議論を行った。各改正事項につき指針修正の要否等を提案した事務局資料(第20回検討会資料20-2)に対し、以下のような意見が出されたことを踏まえ、指針の改定を検討する。

項目	構成員からの意見（指針へ反映しうるもの）	指針改定箇所・内容
保有個人データの開示請求 （開示方法につき、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする（改正法第28条1項、2項））	<ul style="list-style-type: none">改正法では、本人が請求した方法（電磁的記録の提供による方法を含む）による開示が求められるが、この点について現行指針ではカバーされていない。開示方法について、情報銀行自身がどのような形式で開示のデータを返すのかは、もう少し具体的に書いてもいい。	指針Ver2.1P17「④情報銀行に委任した個人情報の開示等」の記載を、事業者は本人が請求した方法（電磁的記録の提供による方法を含む）により開示する必要があることがわかるよう、修正（事業者からの開示についてもわかりやすいUIを要求する） P17「④情報銀行に委任した個人情報の開示等」の※2のような例を他にも記載する、等
漏えい等報告 （漏えい等が発生した際、一定の場合に本人への通知等を義務化（改正法第22条の2））	<ul style="list-style-type: none">改正法により、一定の場合に漏えい等報告が義務づけられたことも踏まえ、金融分野ガイドライン等の分野別ガイドラインの改定も参考に、記載を充実させるとよい。	P12「⑭情報セキュリティインシデント管理」の記載を、各分野別ガイドラインの改定の内容も踏まえ修正することを検討
仮名加工情報 （「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和（改正法第2条9項、第35条の2、3））	<ul style="list-style-type: none">情報銀行は、仮名加工情報を取り扱うこと（利用目的を変更をすることを含む）について、本人から同意を得る必要がある、と規定してはどうか。包括同意を取る際、その中で仮名加工情報として利用することを提示すべき。	情報銀行における仮名加工情報の取扱いの可否、指針の規律の内容等について、検討

1. 令和2年度個人情報保護法改正を踏まえた指針改定について

項目	構成員からの意見（指針へ反映しうるもの）	指針改定箇所・内容
個人関連情報 （「個人関連情報」の第三者提供について、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける（第26条の2））	<ul style="list-style-type: none">・情報銀行は、個人関連情報の第三者提供に係る本人同意を取得する際には、どのような事業者から個人関連情報を取得するか（提供元）を本人に示す必要がある、と規定してはどうか。・今回個人関連情報が定義されたことを受け、これも情報銀行の取り扱う範囲に入れていくべき。	情報銀行における個人関連情報の取扱いの可否、指針の規律の内容等について、検討
越境移転 （外国にある第三者への個人データ提供時に、本人への情報提供の充実等を求める（第24条2項、3項））	<ul style="list-style-type: none">・情報提供の範囲について、個人情報にさらに上乗せして拡充することは、かなり重い義務になる可能性がある。越境移転においては、何らか別の規律を追加するほうが合理的である。	指針への追加は行わない
その他	<ul style="list-style-type: none">・情報銀行は、個人データの提供先の事業者が利用する外部クラウドサービスにおけるサーバーの設置国について、確認する必要がある、と規定してはどうか。	P16「④情報銀行の義務について」に追記することが考えられるが、提供先の事業者が利用する外部クラウドサービスにおけるサーバーの設置国まで確認することは、現状では困難な場合が多いと思われるため、指針への追加は行わない なお、同頁の「提供したデータの取扱いや利用条件（認定基準に準じた扱いを求めること）」について規定することとの条項により、提供先が越境移転にかかる本人への情報提供にかかる規律を遵守することや、提供先が利用する外部クラウドのセキュリティレベルについては確保されている （越境移転規制の遵守はP15「③情報銀行の義務について」に個人情報法遵守が、外部クラウドのセキュリティについてはP11「⑦資産の管理」と同等のセキュリティ等が、それぞれ認定事業者に求められることによる）

2. 指針改定における論点

- 個人起点のパーソナルデータ流通を重視する情報銀行における「仮名加工情報」及び「個人関連情報」の取扱いにつきどのように考えるべきか。取り扱う場合の規律はどのようなものが考えられるか。

1. 仮名加工情報について

(1) 情報銀行における取扱いの可否

- 仮名加工情報に関して、以下の規律が存在する。
 - 仮名加工情報の安全管理(改正法第20条)、対照表等の安全管理(改正法第35条の2第2項)
 - 第三者提供の原則禁止(改正法第35条の2第6項) ※委託、共同利用は可能
 - 識別行為の禁止(改正法第35条の2第7項)
 - 利用目的の公表(改正法第35条の2第4項) ※作成に用いた個人情報の利用目的とは異なる目的で利用する場合に要求される。なお、仮名加工情報として取り扱う旨を本人に示す必要はない。
 - 利用目的の制限(改正法第35条の2第3項) ※利用目的の変更は可能(改正法第35条の2第9項)
 - 漏えい等の報告等の義務はなし(改正法第35条の2第9項)
- 情報銀行は、仮名加工情報を作成し、当該仮名加工情報の分析から得られた知見を用いて事業を行うことが考えられるが、情報銀行においてかかる情報の取扱いを許容すべきか。情報銀行における適切なユースケースやニーズが存在するかにも注意する必要がある。

(2) (取扱いを許容する場合)指針の規律の内容

- 取扱いを許容する場合、個情法の規律のままとするか。あるいは、情報銀行の性質等に鑑み、規律を上乗せするか。規律を上乗せする場合には、規律の内容、規律の必要性、上乗せの根拠等について、どのように考えるか。
- 適切かつ具体的なユースケースが現れるまで、指針への記載を保留することも考えられる。

2. 指針改定における論点

2. 個人関連情報について

(1) 情報銀行における取扱いの可否

➤ 個人関連情報に関して、以下の規律が存在する。

- 個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、原則として、提供先から申告を受ける方法等により、当該個人関連情報に係る「本人の同意」が得られていること等を確認する必要がある(改正法第26条の2)。
- 「本人の同意」を取得する主体は、原則として、提供先の第三者である。提供先の第三者は、本人に対して、対象となる個人関連情報を特定できるように示した上で同意を取得しなければならない。提供元を個別に明示する必要はないが、提供元の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられる。
- 「本人の同意」は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。

➤ 情報銀行は、個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて、これを情報銀行の保有する個人データと紐付けて利用して事業を行うことが考えられるが、情報銀行においてかかる情報の取扱いを許容すべきか(※)。情報銀行における適切なユースケースやニーズが存在するかにも注意する必要がある。

(※)なお、情報銀行は、個人の委任に基づき情報を取り扱う以上、(個人情報ではなく)個人関連情報を第三者提供することはない、と考えられる。

(2) (取扱いを許容する場合) 指針の規律の内容

- 取扱いを許容する場合、個人情報法の規律のままとするか。あるいは、情報銀行の性質等に鑑み、規律を上乗せするか。規律を上乗せする場合には、規律の内容、規律の必要性、上乗せの根拠等について、どのように考えるか。
- 適切かつ具体的なユースケースが現れるまで、指針への記載を保留することも考えられる。